

○姫路市中央卸売市場業務規則

令和2年3月31日

規則第16号

改正 令和4年12月21日規則第51号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者（第5条）

第2節 仲卸業者（第6条）

第3章 売買取引及び決済の方法（第7条—第31条）

第4章 卸売及び仲卸しの業務に関する品質管理（第32条）

第5章 雑則（第33条—第39条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、姫路市中央卸売市場（以下「市場」という。）の業務について必要な事項を定めるものとする。

（開設者の責務）

第2条 市長は、市場の業務の運営に関し、出荷者又は卸売業者（姫路市中央卸売市場条例（昭和46年姫路市条例第51号。以下「条例」という。）第7条の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。）、仲卸業者（条例第17条の許可を受けて市場において仲卸の業務を行う者をいう。以下同じ。）その他の卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。

（取扱品目）

第3条 条例第3条第1項第1号に規定する規則で定める加工品は、かつお本節、寒天及びびん缶詰とする。

2 条例第3条第1項第1号に規定する規則で定めるその他の加工食品は、練製品、ハム・ソーセージ、くん製品及び調理冷凍食品とする。

3 条例第3条第1項第2号に規定する規則で定める加工品は、漬物、干菌たけ、干びょう及びびん缶詰（野菜、菌たけ類及びたけのこ類の水漬を除く。）とする。

4 条例第3条第1項第2号に規定する規則で定めるその他の加工食料品は、調理冷凍食品とする。

(臨時の休業及び営業)

第4条 市場において業務を行う者は、開場日に臨時に休業し、又は休日に臨時に営業しようとするときは、あらかじめ、その期日及び事由を市長に届け出なければならない。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(事業報告書等の提出等)

第5条 卸売業者は、事業年度ごとに、卸売市場法施行規則（昭和46年農水省令第52号。以下「法施行規則」という。）様式第2号により、事業報告書を作成し、当該事業年度経過後90日以内に市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書の提出を行ったときは、速やかに事業報告書のうち合計貸借対照表及び合計損益計算書の写しを作成し、1年間主たる事務所に備え置き、閲覧の申し出があったときは、法施行規則第7条第4項に定める正当な理由に該当する場合を除き、これを拒んではならない。

3 卸売業者は、毎月末現在における合計残高試算表を作成し、市長が求めたときは、速やかに提出しなければならない。

第2節 仲卸業者

(事業報告書の提出等)

第6条 仲卸業者は、次の各号に掲げる日における事業報告書を作成し、その日から起算して90日以内に市長に提出しなければならない。

(1) 法人である仲卸業者にあつては、毎事業年度の末日

(2) 個人である仲卸業者にあつては、毎年12月31日

2 前項の事業報告書の様式は、別に定める。

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第7条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

第8条 市場において行う卸売は、せり売又は相対取引（一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいう。以下同じ。）により行うものとする。

(売買取引の条件の公表)

第9条 卸売業者は、次の各号に掲げる事項についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売金額の支払期日及び支払方法
- (6) 出荷奨励金又は完納奨励金がある場合には、その種類、内容（交付の基準を含む。）及びその額
（差別的取扱いの禁止等）

第10条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

- 2 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）第6条各号に掲げる場合でなければ、その引受けを拒んではならない。
（売買参加の拒否）

第11条 卸売業者は、仲卸業者又は売買参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、売買の参加を拒否することができる。

- (1) 販売を受けた物品の代金を卸売業者と協議して決定した支払方法により、卸売業者と協議して決定した期日までに送付しなかった場合
- (2) 売買に参加するに足る資力信用を有しなくなった場合

- 2 卸売業者は、前項の規定により売買の参加を拒否したときは、速やかに、市長にその理由を届け出なければならない。

（青果部における卸売の相手方の制限等）

第12条 青果部卸売業者（青果部に係る卸売業者をいう。以下同じ。）は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、市場の仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないときは、この限りでない。

- (1) 次に掲げる特別の事情がある場合

ア 市場における入荷量が著しく多いか、又は市場に出荷された物品が市場の仲卸業者

及び売買参加者にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合

イ 市場の仲卸業者及び売買参加者に対して卸売をした後残品を生じた場合

ウ 他の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情等からみて、市場の卸売業者からの卸売の方法によらなければ当該他の卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合

(2) あらかじめ締結した契約に基づき、他の卸売市場等に対して卸売をする場合

(3) 青果部に属する物品で、輸出のための卸売をする場合

2 青果部卸売業者が前項ただし書の規定により、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売を行ったときは、当該卸売業者は、遅滞なくその旨及び別に定める事項を記載した書面により市長に報告しなければならない。

(販売前における受託物品の検収)

第13条 卸売業者は、受託物品の受領に当たっては検収を確実にを行い、受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会いの上その了承を得られたときは、この限りでない。

2 卸売業者は、受託物品の異状については、前項ただし書に規定する場合を除き、同項の確認を受け、その証明を得なければ委託者に對抗することができない。

3 卸売業者は、第1項の規定による確認を受けようとするときは、検査員の立会を市長に申し出なければならない。

4 市長は、検査の結果受託物品に異状を認めるときは、確認証を交付するものとする。

(卸売業者が卸売をすることができない場合の報告)

第14条 卸売業者は、その資格を失ったとき、業務を停止されたとき、又は売買を差し止められたときは、遅滞なく、未販売の受託物品についてその品目、数量、委託者その他受託に関する事項を市長に報告しなければならない。

(仲卸業者の業務の規制)

第15条 仲卸業者は、市場内においては、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをしてはならない。

(青果部における買入れの相手方の制限等)

第16条 青果部仲卸業者（青果部に係る仲卸業者をいう。以下同じ）は、市場内におい

ては、青果部に属する生鮮食料品等を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし、青果部に属する生鮮食料品等であって市場の卸売業者から買い入れることが困難なものを市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合であって、当該販売をすることについて、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 卸売業者が、通常取引において、青果部に属する物品の卸売をしないものがある場合
- (2) 卸売業者が、通常取引において、青果部に属する物品について当該卸売業者の卸売のみによっては、青果部仲卸業者の需要を継続して十分満たすことができないものがある場合
- (3) 卸売業者が通常取引において行う卸売価格が、青果部に属する物品について、市場外におけるその取引の状況等からして市場の卸売業者以外の者が販売する価格より常時高いものがある場合
- (4) 青果部に属する物品で、輸出のための買入れをする場合
(仲卸業者の場外買入れ物品の報告)

第17条 仲卸業者は、市場内において、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売を行ったときは、遅滞なく、別に定める場外買入れ物品の販売報告書により市長に報告しなければならない。

(売買取引の制限)

第18条 せり売による卸売の場合において、談合その他不正な行為があると認めるとき、又は不当な価格を生じたとき、若しくは生ずるおそれがあると認めるときは、市長は、その売買を差し止め、又はせり直しを命ずることができる。

2 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は買出人（市場内において仲卸業者から販売を受ける者をいう。）が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、売買を差し止めることができる。

- (1) 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。
- (2) 買受代金の支払を怠ったとき。

(衛生上有害な物品等の売買禁止等)

第19条 市長は、衛生上有害な物品又は客観的事情に照らして食品としての安全性が十分に確保されておらず人の健康に危害を及ぼす可能性がある物品（以下「衛生上有害な物品等」という。）が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

2 衛生上有害な物品等は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

3 市長は、衛生上有害な物品等の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。

(卸売予定数量等の報告)

第20条 卸売業者は、その日の主要な品目の卸売に係る予定数量(以下「卸売予定数量」という。)を、主要な産地並びに前日の主要な品目の卸売の数量及び価格と併せて、別に定める時まで、市長に報告しなければならない。

2 卸売業者は、その日の主要な品目の卸売の数量及び価格を、売買取引の方法ごとに、高値(最も高い価格をいう。以下同じ。)、中値(最も卸売の数量が多い価格(個々の商品ごとに価格を決定する品目にあつては、加重平均価格)をいう。以下同じ。)及び安値(中値未満の価格のうち、最も卸売の数量が多い価格(個々の商品ごとに価格を決定する品目にあつては、最も低い価格)をいう。以下同じ。)に区分して市長に報告しなければならない。

(卸売業者による卸売予定数量等の公表)

第21条 卸売業者は、次の各号に掲げる事項について、別に定める時まで、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(1) その日の主要な品目の卸売予定数量を売買取引の方法ごとに、当該品目の主要な産地と併せたもの

(2) その日の主要な品目の卸売の数量及び価格を売買取引の方法ごとに、高値、中値及び安値に区分したもの

(3) その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額

(4) その月の前月の出荷奨励金及び完納奨励金について交付の事実があつた場合にあっては、当該月の出荷奨励金及び完納奨励金の種類ごとの交付額

2 青果部卸売業者は、次の各号に掲げる事項について、別に定める時まで、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(1) 第12条ただし書の規定による仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売について、その日の主要な品目の卸売予定数量を主要な産地と併せたもの

(2) 第12条ただし書の規定による仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売について、その日の主要な品目の卸売の数量及び価格を、高値、中値及び安値に区分したもの

(開設者による卸売予定数量等の公表)

第22条 市長は、卸売業者から第20条第1項の規定による報告を受けたときは、速やかに主要な品目の卸売予定数量を、当該品目の主要な産地並びに前日の主要な品目の卸売の数量及び価格と併せて、市場内の卸売場の公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

2 市長は、卸売業者から第20条第2項の規定による報告を受けたときは、売買取引の方法及び主要な品目ごとの卸売の数量、主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を公表するものとする。

(売買仕切書)

第23条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対し、当該卸売をした物品の品目、等級、単価(消費税及び地方消費税相当額を除く。以下この条において同じ。)、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の消費税及び地方消費税相当額(当該委託者の責めに帰すべき理由により卸売代金の変更をした物品にあつては、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額及び当該合計額の消費税及び地方消費税相当額)、委託者の負担となる費用の項目及び金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)並びに差引仕切金額(以下「売買仕切金」という。)を明記した売買仕切書を作成し、委託者に速やかに送付し、その写しを市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の売買仕切書には、同項に定める事項を正確に記載しなければならない。

3 卸売業者は、第1項の売買仕切書をその作成の日から5年間保存しなければならない。

(売買仕切金の送付)

第24条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者と協議して決定した期日までに売買仕切金を現金又は口座振替により送付しなければならない。

(仕切及び送金に関する特約)

第25条 卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について、委託者と特約を結んだときは、特約により決定した方法により、特約により決定した期日までに行うものとする。

2 卸売業者は、前項の特約の内容等を記載した書面を保管し、市長が求めたときは、速やかにその写しを提出しなければならない。

(売渡票及び販売原票)

第26条 卸売業者は、売買が成立したときは、速やかに、売渡票及び販売原票を作成し、売渡票を買受人に交付するとともに販売原票の写しを市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の売渡票及び販売原票をその作成の日から5年間保存しなければならない。

(委託手数料)

第27条 卸売業者が卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料の額は、せり売又は相対取引に係る金額に卸売業者が定める率(以下「委託手数料率」という。)を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

2 卸売業者は、委託手数料率を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出のあった委託手数料率が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるとき、その他不適切と認めるときは、当該届出を行った卸売業者に対し、委託手数料率の変更を命ずることができる。

4 第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

(1) 届出を行う卸売業者の名称

(2) 定めようとする委託手数料率

(買付物品の代金の支払)

第28条 卸売業者及び仲卸業者は、出荷者から買付けをした物品の代金を出荷者と協議して決定した支払方法により、出荷者と協議して決定した期日までに送付しなければならない。

2 仲卸業者、売買参加者その他卸売を受けた者は、卸売業者から販売を受けた物品の代金を卸売業者と協議して決定した支払方法により、卸売業者と協議して決定した期日までに送付しなければならない。

3 市場において仲卸業者から販売を受けた者は、販売を受けた物品の代金を仲卸業者と協議して決定した支払方法により、仲卸業者と協議して決定した期日までに送付しなければならない。

(出荷奨励金の交付)

第29条 青果部卸売業者は、青果部における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。

2 前項の出荷奨励金については、市長が別に定める。

(卸売代金の変更の禁止)

第30条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する正当な理由とは、事故品と認められるものとし、その内容については市長が別に定める。

3 卸売業者は、第1項ただし書に規定する正当な理由により、卸売代金の変更をしたときは、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

(完納奨励金の交付)

第31条 青果部卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、仲卸業者及び売買参加者に対して完納奨励金を交付することができる。

2 前項の完納奨励金については、市長が別に定める。

第4章 卸売及び仲卸しの業務に関する品質管理

(物品の品質管理の方法)

第32条 卸売業者及び仲卸業者は、卸売及び仲卸しの業務に係る施設ごとに物品の品質管理の方法として、次に掲げる事項を定め、市長に届け出なければならない。届け出た内容を変更したときも、同様とする。

(1) 施設の取扱品目

(2) 施設の設定温度及び温度管理に関する事項（温度管理機能を有する施設に限る。）

(3) 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項

(4) その他物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項

2 卸売業者及び仲卸業者は、前項の品質管理の方法を遵守しなければならない。

第5章 雑則

(卸売業務の代行)

第33条 市長は、卸売業者が許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由で卸売の業務の全部又は一部を行うことができなくなった場合には、当該卸売業者に対し販売の委託があり、又は販売の委託の申込みのあった物品について他の卸売業者にその卸売の業務を行わせるものとする。

2 市長は、前項の卸売の業務を行わせる卸売業者がないとき、又は他の卸売業者に行わせることが不相当と認めるときは、自らその卸売の業務を行うものとする。

3 前2項の規定は、市場に出荷された物品について受託する卸売業者がない場合又は不明な場合について準用する。

(市場秩序の保持等)

第34条 取引参加者及び市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。

2 市長は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、取引参加者又は市場へ入場した者若しくは入場しようとする者に対し、取引又は入場の制限その他必要な措置をとることができる。

(身分を示す証明書)

第35条 条例第41条第1項の規定により立入検査をする職員に係る同条第2項の証明書は、別記様式による。

(掲示事項)

第36条 市長は、次に掲げる事項を市場に掲示するものとする。

- (1) 卸売業者が休業したとき。
- (2) 第18条及び第19条の規定により売買を差し止め、物品の搬入又は所持を禁止し、若しくはその撤去を命じたとき。
- (3) 市場に関する法令、市の条例、諸規定等を変更したとき。
- (4) 前3号のほか、市長において必要があると認めるとき。

(処分による損害賠償責任)

第37条 市長は、市場施設の利用者がこの規則又はこれに基づく処分によって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(承認等の制限又は条件)

第38条 市長は、この規則の規定による承認に、必要な制限又は条件を付することができる。

(補則)

第39条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年6月21日から施行する。

附 則（令和4年12月21日規則第51号）

(施行期日)

1 この規則は、姫路市中央卸売市場条例の一部を改正する条例（令和4年姫路市条例第31号。以下「改正条例」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

2—3 [略]

別記様式（第 3 5 条関係）

表

姫路市中央卸売市場条例第 4 1 条第 1 項の規定により立入検査をする職員に係る 同条第 2 項の証明書		
	第	号
職氏名		
	年	月 日生
上記の者は、姫路市中央卸売市場条例第 4 1 条第 1 項の規定による立入検査に従 事する職員であることを証明する。		
姫路市長		印
	年	月 日発行
	年	月 日限り有効

裏

姫路市中央卸売市場条例（抜粋）

（報告及び検査）

- 第41条 市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に卸売業者、仲卸業者又は関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。